

令和7年度 監査の指摘に対する状況（令和8年5月27日公表）

No.	種類	課等名	指摘事項	指摘区分	措置通知日	措置の内容
1	定期監査	いきがい推進課	<p>公有財産台帳の整備が適切でなかったもの</p> <p>廃止又は譲渡された建物(明知ふれあいの家始め4件)について、公有財産台帳にその旨が記載されていなかった。 春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	注意	令和8年4月22日	<p>台帳に不記載のあった4件については、直ちに記載しました。 今後は、台帳の記載について定期的に確認を行い、不備の防止に努めます。</p>
2	定期監査	いきがい推進課	<p>備品管理の事務が適切でなかったもの</p> <p>老朽化により不用となったルータについて、不用決定をすることなく廃棄処分されていた。 春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	注意	令和8年4月22日	<p>廃棄手続きが未処理であった備品について、速やかに物品不用決定手続きを行い、備品台帳、備品出納簿の整理を行いました。 今後は、備品と台帳に不整合がないよう、春日井市財産管理規則に基づき備品を取得又は廃棄した際には必要な事務手続きを速やかに行うとともに、複数職員で確認するなど不備の防止に努めます。</p>
3	定期監査	南部ふれあいセンター	<p>現金の取扱いが適切でなかったもの</p> <p>施設使用料や冊子売上等について、収納日の翌日までに金融機関へ払い込まれていないものがあった。 現金の収納に当たっては、春日井市会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	注意	令和8年4月22日	<p>調定処理後、翌日までには金融機関へ払い込みができるよう職員の業務体制を見直しました。 また、職員に対し、会計規則に基づく適正な事務処理について周知を行いました。</p>
4	定期監査	青年の家	<p>現金の取扱いが適切でなかったもの</p> <p>施設使用料や冊子売上等について、収納日の翌日までに金融機関へ払い込まれていないものがあった。 現金の収納に当たっては、春日井市会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	注意	令和8年4月22日	<p>使用料等の払込に係る事務処理完了後、速やかに金融機関に出かけるよう業務体制を変更しました。 また、職員に対し会計規則に基づく事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>

令和7年度 監査の指摘に対する状況（令和8年5月27日公表）

No.	種類	課等名	指摘事項	指摘区分	措置通知日	措置の内容
5	定期監査	東部市民センター	<p>支出負担行為に係る事務が適切でなかったもの</p> <p>ホール両開きオートヒンジドアヒンジ取替修繕について、支出負担行為決議書による決議前に着手されていた。 春日井市会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	注意	令和8年4月22日	<p>支出負担行為を行うときは、事前に着手日等を十分確認のうえ、春日井市会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう周知徹底を図りました。</p>
6	定期監査	道風記念館	<p>現金の取扱いが適切でなかったもの</p> <p>施設使用料や冊子売上等について、収納日の翌日までに金融機関へ払い込まれていないものがあった。 現金の収納に当たっては、春日井市会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	注意	令和8年4月22日	<p>今後は、速やかな収納業務が行えるよう、普段、納付手続を行う職員が不在・多忙の際は、他の職員が納付手続を行うことを徹底します。 また、職員に対し、会計規則や適切な処理方法等についての指導を行い、遅延防止の意識向上を図りました。</p>